

身体障害者・知的障害者・障害児居宅介護等事業（支援費）

1 事業概要

障害者等が居宅において日常生活を営むことができるよう、障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣して入浴等の介護、家事等の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、障害者の自立と社会参加を促進し、もって障害者の福祉の増進を図ることを目的とする事業。

2 基準単価（丙地、1時間当たり）

身体介護中心	4,020円
家事援助中心	1,530円

※ 今後、サービスの量と質を確保する観点から、(単価等の見直しを含め、)運用上の様々な工夫を行うことが必要。

3 創設年度	身体障害者	昭和42年度
	障害児及び知的障害者	昭和45年度

4 実施主体	市町村
--------	-----

5 補助率（負担割合）	1 / 2（国1/2、指定都市・中核市1/2） （国1/2、都道府県1/4・市町村1/4）
-------------	--

6 予算額	(15年度予算)	(16年度予算案)
	27,896,111千円	→ 34,286,933千円 (+6,390,822千円)

※ 15年度予算は11ヶ月分の計上（12/12月分の場合 30,420,390千円）

精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス)

1. 事業の趣旨

常生活を営むのに支障のある精神障害者の家庭等を訪問して、介護等のサービスを提供することにより、精神障害者が住み慣れた家庭や地域社会で日常生活の維持・向上ができるよう支援するものである。

平成11年の精神保健福祉法改正により、平成14年度から精神障害者居宅生活支援事業の1つとして市町村において実施されている。

2. 事業創設年度

平成14年度

3. 事業実施主体・補助先

市町村

4. 国庫補助率・負担割合

都道府県2/3、政令指定都市1/2

(Total: 国1/2、都道府県1/4 (政令指定都市1/2)、市町村1/4)

5. 箇所数

年 度	14 年度
実施市町村数	1,231

6. 平成15年度予算額

720,060千円 (訪問介護員: 1,738名)

7. その他

- 原則として精神障害者保健福祉手帳を所持している精神障害者又は精神障害を支給事由とする障害年金を受給している者であって精神障害のために日常生活を営むのに支障がある者を対象とする。
- 食事、身体の清潔保持の介助、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言等を行う。

身体障害者日帰り介護(デイサービス)事業 (支援費)

1 事業概要

在宅の身体障害者に対し、利用者の自立の促進、生活の質の向上、身体機能の維持向上等を図ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練等を行う。

2 基準単価 (丙地、4時間以上6時間未満の場合)

類 型		区分1 (重度)	区分2 (中度)	区分3 (軽度)
Ⅰ型	併設型	4,660円	4,240円	3,810円
	単独型	5,800円	5,380円	4,950円
Ⅱ型	併設型	1,450円	1,110円	770円
	単独型	2,590円	2,250円	1,910円
入浴サービス加算		410円		
給食サービス加算		420円		
送迎サービス加算		550円		

3 創設年度 昭和52年度

4 実施主体 市町村

5 補助率 (負担割合) 1 / 2 (国1/2、指定都市・中核市1/2)
(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

6 予算額 (15年度予算) (16年度予算案)
8,297,387千円 → 7,555,845千円 (▲741,542千円)

※ 15年度予算は11ヶ月分の計上 (12/12月分の場合 9,051,700千円)

在宅知的障害者日帰り介護（デイサービス）事業（支援費）

1 事業概要

在宅の知的障害者に対し、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、通所により創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練等を行う。

2 基準単価（丙地、4時間以上6時間未満の場合）

類 型	区分1（重度）	区分2（中度）	区分3（軽度）
併 設 型	3,650円	3,150円	2,650円
単 独 型	4,790円	4,290円	3,790円
入浴サービス加算	410円		
給食サービス加算	420円		
送迎サービス加算	550円		

3 創設年度

平成3年度～（施設整備費）
平成4年度～ デイサービス事業を計上

4 実施主体

市町村

5 補助率（負担割合）

1／2（国1／2、指定都市・中核市1／2）
（国1／2、都道府県1／4、市町村1／4）

6 予算額

（15年度予算） （16年度予算案）
2,044,574千円 → 2,358,788千円（+314,214千円）
※ 15年度予算は11ヶ月分の計上（12/12月分の場合 2,230,442千円）

障害児通園（デイサービス）事業（支援費）

1 事業概要

障害児に対し、通園の方法により日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行い、育成を助長する。

2 基準単価（丙地）

小規模（10人以下）	5,320円
標準（11人～20人）	3,670円
大規模（21人以上）	2,820円
送迎サービス加算	550円

3 創設年度 昭和47年度

4 実施主体 市町村

5 補助率（負担割合） 1 / 2（国1/2、指定都市・中核市1/2）
（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）

3 予算額 (15年度予算) (16年度予算案)
2,681,567千円 → 3,033,547千円（+351,980千円）
※15年度予算は11ヶ月分の計上（12/12月分の場合 2,925,346千円）

精神障害者地域生活支援センター

1. 事業の趣旨

在宅精神障害者や社会復帰者が継続して地域生活がおくれるように、日常生活等を支援する。

精神保健福祉法の改正により、平成 12 年度から精神障害者社会復帰施設として法定化され、さらに、平成 14 年度からは市町村の委託を受けて福祉サービスの利用に関する相談等を行う。

2. 事業創設年度

平成 8 年度（平成 12 年度から法定施設）

3. 事業実施主体・補助先

都道府県、政令指定都市

（間接補助先：市町村、社会福祉法人、非営利法人）

4. 国庫補助率・負担割合

1 / 2（Total：国 1 / 2、都道府県・政令指定都市 1 / 2）

5. 箇所数

年 度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
箇所数	115	145	195	235	317	397

6. 平成 15 年度予算額

4,109,937 千円

7. 施設基準

相談室、静養室、談話室、食堂、調理場、地域交流活動室兼訓練室、便所、洗面所、事務室

8. 人員配置基準

施設長 1 名、精神保健福祉士 1 名以上、精神障害者社会復帰指導員 3 名以上

身体障害者更生施設

1. 概要

身体障害者を入所（通所）させて、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行う施設

2. 事業実施主体

市町村

3. 負担割合

（援護の実施者が市（又は福祉事務所を設置する町村））

国 1 / 2、市 1 / 2

（援護の実施者が町村）

国 1 / 2、県 1 / 4、町村 1 / 4

4. 平成15年度予算額

身体障害者施設支援費 75,215,613 千円

5. 施設基準

居室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、相談室 等

6. 人員配置基準

医師、看護師、理学療法士、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職能判定員、あん摩マッサージ指圧師、生活支援員、栄養士 等

知的障害者更生施設

1. 概要

知的障害者を入所（通所）させて、これを保護するとともに、その更生に必要な治療又は指導を行い、及びその更生に必要な訓練を行うことを目的とする施設

2. 事業実施主体

市町村

3. 負担割合

（援護の実施者が市（又は福祉事務所を設置する町村））

国 1 / 2、市 1 / 2

（援護の実施者が町村）

国 1 / 2、県 1 / 4、町村 1 / 4

4. 平成15年度予算額

知的障害者施設支援費 194,463,801 千円

5. 施設基準

（入所）

居室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、作業指導室又は作業指導場、相談室、運動場等

（通所）

食堂、洗面所、便所、医務室、作業指導室又は作業指導場、相談室、運動場

6. 人員配置基準

（入所）

医師、保健師又は看護師、生活支援員及び作業指導員、栄養士 等

（通所）

医師、生活支援員及び作業指導員 等

知的障害児通園施設

目的

知的障害児通園施設は、知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。(児童福祉法第四十三条)

措置権者 都道府県・指定都市

費用の負担区分

費用総額		
保護者等負担 (費用徴収)	公費負担(措置費)	
	国	都道府県
負担能力に応じて徴収	1/2	1/2

施設数等

施設数	定員数	在所者数
240か所	8,862人	8,216人

(出典) 社会福祉施設等調査報告(平成14年10月1日現在)

施設基準

指導室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、静養室、相談室、調理室、浴室又はシャワー室、便所

人員配置基準

児童指導員、嘱託医、保育士、栄養士、調理員

身体障害者通所授産施設（身体障害者福祉法第31条）

（1）施設の性格

身体障害者で雇用困難又は生活に困窮する者を通所させ、必要な訓練を行い職業を与え自活させる。（事業開始 昭和54年度）

（2）通所定員

20名以上

（3）か所数等

施設数	276か所	→	311か所
定員	7,325人	→	8,246人

（4）予算額

(15年度予算)	(16年度予算案)
5,152,672千円	→ 6,125,576千円 (+972,904千円)

知的障害者授産施設（通所）（知的障害者福祉法第21条の7）

（1）施設の性格

知的障害者で雇用困難な者を通所させ、自活に必要な訓練を行うとともに職業を与えて自活させる。（事業開始 昭和46年度）

（2）通所定員

20名以上

（3）か所数等

施設数	1,129か所	→	1,271か所
定員	42,888人	→	47,944人

（4）予算額

(15年度予算)	(16年度予算案)
36,140,021千円	→ 38,542,356千円 (+2,402,335千円)

精神障害者(通所／入所)授産施設

1. 事業の趣旨

通所 相当程度の作業能力を有する精神障害者を通所させ、必要な訓練を行い自活を促進するための指導を行う。

入所 回復途上にある精神障害者に生活の場を与え、生活指導を行うとともに、昼間は作業訓練を行う。

2. 事業創設年度

通所 昭和 63 年度

入所 平成 4 年度

3. 事業実施主体・補助先

都道府県、政令指定都市

(間接補助先：市町村、社会福祉法人、非営利法人)

4. 国庫補助率・負担割合

1 / 2 (Total : 国 1 / 2、都道府県・政令指定都市 1 / 2)

5. 箇所数

年 度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
通 所	121	143	172	190	216	254
入 所	26	26	29	29	29	30

6. 平成 15 年度予算額

通所 4,367,968 千円

入所 779,195 千円

7. 施設基準

通所 作業室又は作業場、静養室、食堂、集会室兼娯楽室、洗面所、便所、事務室

入所 作業室又は作業場、居室(収納設備等を除き1人当たり4.4㎡以上)、相談室、静養室、食堂、調理場、集会室兼娯楽室、浴室、洗面所、便所、事務室

8. 人員配置基準

通所 施設長1名、精神保健福祉士1名以上、作業療法士(1名以上)又は精神障害者社会復帰指導員4名以上、医師1名以上

入所 施設長1名、精神保健福祉士1名以上、作業療法士(1名以上)又は精神障害者社会復帰指導員4名以上、医師1名以上

9. その他

通 所

○ 1人あたり建物面積は原則として 15.8 m²以上。

○ 定員は 20 名以上。

入 所

○ 1人あたり建物面積は原則として 23.5 m²以上。

○ 定員は 30 名以下。

小規模通所授産施設（身体、知的、精神）

1. 施設の性格

雇用されることが困難な障害者に対し、必要な訓練を行い、職業を与え自活させることを目的とする法定施設であり、従来の通所授産施設よりも入退所や活動内容等について自由度が高く、主に以下の特色を有する施設である。

- ①利用については、利用者と施設との直接の契約による。
- ②施設開設時より、特定の障害に限定せず、他障害の者も利用できる。
- ③土地・建物が民間からの賃貸借でも開設できる。
- ④設備や職員配置の施設基準が緩和されている。

2. 根 拠

身体障害者授産施設（身体障害者福祉法第31条）
 知的障害者授産施設（知的障害者福祉法第21条の7）
 精神障害者授産施設（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2第3項）

3. 通所定員

10人以上～19人以下

4. 予 算 額

（単位：千円）

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	計
平成13年度	185,625	119,625	189,750	495,000
平成14年度	412,500 (+226,875)	324,500 (+204,875)	418,000 (+228,250)	1,155,000 (+660,000)
平成15年度	1,127,500 (+715,000)	1,204,500 (+880,000)	1,171,500 (+753,500)	3,503,500 (+2,348,500)
16年度(案)	1,333,500 (+206,000)	1,493,625 (+289,125)	1,328,250 (+156,750)	4,155,375 (+651,875)

5. 1か所当たり運営費（年額）

（単位：千円）

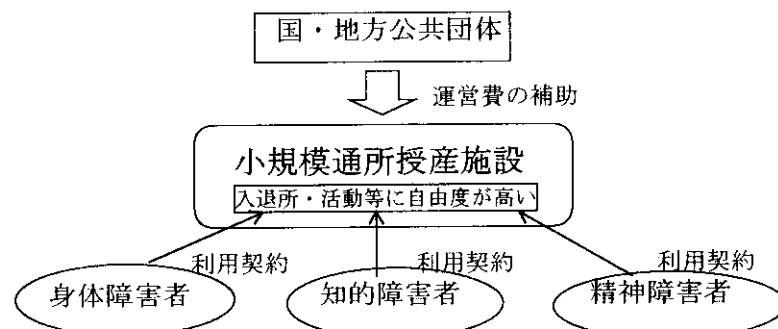
平成13年度～15年度	平成16年度
11,000	10,500

6. 補助箇所数

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	計
平成13年度	45	29	46	120
平成14年度	85(+40)	69(+40)	86(+40)	240(+120)
平成15年度	205(+120)	219(+150)	213(+127)	637(+397)
16年度(案)	279(+74)	317(+98)	293(+80)	889(+252)

7. 運営主体

[身体障害者] 地方公共団体、社会福祉法人
 [知的障害者] 地方公共団体、社会福祉法人
 [精神障害者] 地方公共団体、社会福祉法人、非営利法人



8. 補助率（負担割合） 1/2（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）
 （国1/2、都道府県、指定都市、中核市1/2）

精神障害者小規模通所授産施設

1. 事業の趣旨

雇用されることが困難な障害者に対し、必要な訓練を行い、職業を与え自活させることを目的としている施設であり、従来の通所授産施設よりも入退所や活動内容等について自由度が高い施設である。

2. 事業創設年度

平成 12 年度

3. 事業実施主体・補助先

地方公共団体（間接補助先：社会福祉法人、非営利法人）

4. 国庫補助率・負担割合

都道府県 2 / 3、政令指定都市 1 / 2

(Total : 国 1 / 2、都道府県 1 / 4 (政令指定都市 1 / 2)、市町村 1 / 4)

5. 箇所数

年 度	13 年度	14 年度	15 年度
箇所数	46	86	213

6. 平成 15 年度予算額

1,171,500 千円

7. 施設基準

作業室又は作業場、静養室、食堂、洗面所、便所

8. 人員配置基準

施設長 1 名、精神保健福祉士又は作業療法士又は精神障害者社会復帰指導員 2 名以上

9. その他

○ 定員は 10 名以上 19 名以下。

身体障害者福祉工場運営事業

1. 事業の内容

重度の身体障害者で作業能力はあるが、職場の設備構造、通勤時の交通事情等のため一般企業に雇用されることの困難な者に職場を与え、生活指導と、健康管理のもとに健全な社会生活を営ませることを目的とする。

2. 設置主体 …………… 地方公共団体又は社会福祉法人

3. 経営主体 …………… 原則、社会福祉法人

4. 根 拠 …………… 昭和47年7月22日社更第128号「身体障害者福祉工場の設置及び運営について」

5. 16年度予算額(案) …………… 598,412千円

6. 運営費補助 …………… 一般事務費(15年度当初単価)

定員区分	1か所当たり年額	定員区分	1か所当たり年額
20人	29,129,000円	51人～60人	47,610,000円
21人～30人	30,805,000円	61人～70人	53,105,000円
31人～40人	38,462,000円	71人～80人	53,178,000円
41人～49人	46,348,000円	81人～90人	53,250,000円
50人	47,018,000円	91人～100人	58,623,000円

(※1) 居住部門有りの場合

(※2) 寒冷地加算、単身赴任手当等の加算あり

7. 補助根拠 …………… 予算補助

8. 補助率 …………… 1/2 (国 1/2, 都道府県・指定都市・中核市 1/2)

9. 利用手続 …………… 経営主体が雇用

知的障害者福祉工場運営事業

1. 事業の内容

作業能力はあるが、対人関係、健康管理等の理由により、一般企業に就労できないでいる知的障害者を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境の下で社会的自立の促進を図る。

2. 設置主体 …………… 都道府県、指定都市、中核市又は社会福祉法人

3. 経営主体 …………… 原則、社会福祉法人

4. 根 拠 …………… 昭和60年5月21日発児第104号「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」

5. 16年度予算額(案) …………… 998,497千円

6. 運営費補助 …………… 一般事務費(15年度当初単価)

定員区分	1か所当たり月額
定員20人以上29人以内定員	2,114,600円
30人以上39人以内定員40人以上49人以内	2,791,500円
定員50人以上	3,768,000円
	4,001,000円

(※) 寒冷地加算、単身赴任手当等の加算あり

7. 補助根拠 …………… 予算補助

8. 補助率 …………… 1/2 (国1/2, 都道府県・指定都市・中核市1/2)

9. 利用手続 …………… 経営主体が雇用

精神障害者福祉工場

1. 事業の趣旨

作業能力はあるものの、一般企業に就労できないでいる精神障害者を雇用し、社会的自立を促進する。

2. 事業創設年度

平成6年度

3. 事業実施主体・補助先

都道府県、政令指定都市

(間接補助先：市町村、社会福祉法人、非営利法人)

4. 国庫補助率・負担割合

1/2 (Total：国1/2、都道府県・政令指定都市1/2)

5. 箇所数

年 度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度
箇 所 数	9	12	13	13	14	16

6. 平成15年度予算額

408,320 千円

7. 施設基準

作業所、更衣室、シャワー室、休憩室、食堂、相談室、静養室、医務室

8. 人員配置基準

施設長1名、精神保健福祉士又は精神障害者社会復帰指導員3名以上、看護師1名以上、栄養士1名以上、医師1名以上、事務員1名以上

9. その他

- 1人あたり建物面積28.6㎡以上。
- 定員は20名以上。

身体障害者療護施設

1. 概要

身体障害者であって常時介護を必要とする者を入所（通所）させて、治療及び養護を行う施設

2. 事業実施主体

市町村

3. 負担割合

（援護の実施者が市（又は福祉事務所を設置する町村））

国 1 / 2、市 1 / 2

（援護の実施者が町村）

国 1 / 2、県 1 / 4、町村 1 / 4

4. 平成 15 年度予算額

身体障害者施設支援費 75,215,613 千円

5. 施設基準

居室、静養室、食堂、浴室、洗面所、便所、医務室、機能訓練室、相談室 集会室 等

6. 人員配置基準

医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、生活支援員、栄養士 等

肢体不自由児通園施設

目的

肢体不自由児施設は、上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

(児童福祉法第四十三条の三)

※ うち肢体不自由通園施設は通所による入所者のみを対象とする施設

措置権者 都道府県・指定都市

費用の負担区分

費用総額		
保護者等負担 (費用徴収)	公費負担(措置費)	
	国	都道府県
負担能力に応じて徴収	1/2	1/2

施設数等

施設数	定員数	在所者数
88か所	3,500人	2,809人

(出典) 社会福祉施設等調査報告(平成14年10月1日現在)

施設基準

医療法に規定する診療所として必要な設備、訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室

人員配置基準

医療法に規定する診療所として必要な職員、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士